

「就学支援金」(国の授業料補助)申請手続

高校 1・2 年生(令和 5 年 7 月～令和 6 年 6 月分)

高校 3 年生(令和 5 年 7 月～令和 6 年 3 月分)

※申請をしなければ支援は受けられません！

1 提出方法

ご自身が対象かどうか不明の場合でも申請を行ってください。(申請をしなければ対象となる場合であっても受給することが出来ません) 申請後、県にて対象者かどうか判断をして頂けます。

6月28日(水)までに 次の①・②を行ってください。

意向の有無に関わらず、「意向の登録(提出する・しない)」は全員が入力してください。

また、期日を過ぎて未申請の方については全て「意向無し」として取り扱いますのでご了承ください。

【就学支援金申請手順】

① 配付された「**ログイン ID 通知書**」に記載のログイン ID 及びパスワードを入力し、**e-Shien システム**にログインしてください。

<https://www.e-shien.mext.go.jp/>

② 個人番号等の必要事項を入力し、システム上で提出を行ってください。

詳細は「**e-Shien 利用マニュアル**」をご参考ください。

★【重要】 6/20(火)まではマイナポータルを使った申請ができません！

必ず、直接個人番号を入力する方式でご申請ください。



※以下に当てはまる方は追加で下記書類を適宜ダウンロードの上返送用封筒にて提出してください。

・昨年度申請された方で、令和4年1月1日と令和5年1月1日の課税地が違う方

(市外に転居された方) : **課税地変更確認書**

・生活保護世帯の方 : **生活保護受給証明書**

2 注意事項

・ **令和5年7月～令和6年6月(高3の方は3月)分の受給申請となります。**申請期限を過ぎた場合、満額の支給ができないことがございますのでご注意ください。事情があって申請が間に合わない場合は、必ず期限までに学校事務室までご相談ください。

・ 申請に不備がない場合は **10月～11月初旬頃**に申請結果の通知および支給を予定しています。
* 全学年一律 9 か月分支給、高 1、高 2 は次年度 6 月頃に残りの 3 か月分を支給予定です。

・ **原則として、非課税の方含め国内居住の親権者全員分のマイナンバーの入力をお願いいたします。**また、マイナンバーを提出いただいた場合でも、県にて税額の照会ができない場合には令和5年度課税証明書の提出をお願いする場合がございますのでご了承ください。

・ 「生活保護受給者証明書」は、福祉事務所長が発行した生活保護の始期・発行年月日が記載されたものを提出してください。(「支給証」ではありません。)

* 令和 5 年1月1日時点で、生活保護を受けていることが分かる証明書が必要です。